

平成21年10月29日

保護者 各位

岡山県立岡山操山高等学校
校長 國友道一

インフルエンザにおける治癒証明書の廃止について

秋冷の候、保護者の皆様には益々御清祥のこととお慶び申し上げます。平素から本校の教育活動に御支援、御協力をいただき感謝申し上げます。

全国的に新型インフルエンザの感染拡大が続いており、学校の休校や学級閉鎖が後を断ちません。本校におきましても中学校で学級閉鎖の措置を講じたり、高等学校でも感染者が間欠的に発生している状況であります。今までもお願いをしましてまいりました感染防止に向けた対策（手洗い、うがい、咳エチケット等）を今後とも継続して実施していただきますようお願いいたします。

さて、昨今のインフルエンザ感染者の大幅な拡大を受けて、10月28日、岡山県教育委員会から「新型インフルエンザに関する対応について（通知）」が出され、出席停止の終了の扱いについて以下のとおり指示がありました。

出席停止の終了について解熱後2日（平熱に下がった後48時間）を経過すれば医療機関の治癒証明を取得しなくても再出席を可能にする。

本校では今までインフルエンザについては医療機関の治癒証明書をもって出席停止の解除としておりましたが、通知を受けて今後は保護者の方から提出していただく別紙「インフルエンザ報告書」により出席停止の解除をいたしますのでよろしくお願いいたします。

ただし、登校するときは必ず医師の診断を受け、その診断結果を「インフルエンザ報告書」に御記入いただきますようお願いいたします。

なお、今まで医療機関で治癒証明書を取得していただいた保護者の皆様には大変ご負担をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

また、別紙「インフルエンザ報告書」は本校のホームページからダウンロードできますのでお使いください。

平成 年 月 日

保護者 殿

岡山県立岡山操山中・高等学校
校長 國友道一

インフルエンザによる出席停止について

本日、お子様がインフルエンザ（疑いも含む）にかかられたと、連絡を受けました。

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、欠席扱いになりませんので治療に専念してください。

インフルエンザについては、解熱後2日（平熱になってから48時間）が経過すれば、再出席が可能ですので定期的な検温をお願いします。

再出席する場合には、必ず医師の診断を受けその診断結果を保護者において下記「インフルエンザ報告書」に御記入いただき、担任まで御提出下さるようお願いいたします。

きりとりせん

インフルエンザ報告書

()年()組()番 生徒氏名()

- 1 インフルエンザ様症状により欠席し始めた日付 _____月____日から欠席
(*早退した場合、その日は出席扱いとなります。朝から欠席した日を御記入下さい。)
- 2 解熱した日時 _____月____日____時頃
- 3 受診医療機関名 _____
- 4 医師から受けた学校生活上の注意事項・その他連絡事項があれば御記入下さい
(_____)

上記のとおり報告します。 再出席の日付 平成____年____月____日

保護者氏名 _____ 印

*この様式はホームページからダウンロードしてお使いください